

## 監督・選手注意事項

本大会は2016年日本陸上競技連盟規則及び駅伝競走規準並びに本大会規定により行う。

### 1. 選手変更について

- (1) 最終エントリーに提出した各チームのオーダーの変更は原則として認めない。
- (2) 最終エントリー終了後、選手が故障や病気等のため出場できなくなった場合、補欠をその区間の交代として起用することができる。この場合、選手変更届を当日の午前8時までに群馬陸協本部(昭和庁舎3階)へ提出する。
- (3) 8時以降の事故については、点呼時刻までに中継所主任へ選手変更届を提出する。

### 2. 「ナンバーカード」、「たすき」について

- (1) 「ナンバーカード」は、主催者が用意し、選手1人に5枚(チップ装着1枚、通常のもの4枚)配布する。
  - ア. 選手はナンバーカードをユニフォームの胸背両面に折り曲げることなく付ける。チップの装着されたものは胸面に、通常のは背面に付ける。
  - イ. その他は、選手が一番上に着用するウェアの胸背両面とバスに持ち込む荷物に付ける。
- (2) 「たすき」は主催者が用意し、監督会議にて配布する。

### 3. 選手輸送について

- (1) 点呼時刻、輸送バスの出発予定時刻は次の通りとする。
  - ア. 第1走者は、午前8時から8時10分の間に行くチップのチェックをうける(代理可)。第2～第7走者は、点呼を受けて選手輸送バスにて中継所へ配置する。
  - イ. 選手輸送バスには、選手と付添い1名が必ず乗車する。
  - ウ. 選手は輸送バスの乗車時に、競技者係にチップのついたナンバーカードを見せてから乗車する。
  - エ. 帰路の輸送バス出発は、最終走者到着の10分後とするので、選手・付添い1名は遅れないように必ずバスに乗車する。
  - オ. 衣類等の運搬はしないので、選手輸送バスに乗る付添いが対応する。
  - カ. スタート並びに各中継所において、選手又は付添いがチップのチェックを必ず受ける。

区 間	バス出発時刻 (点呼)	バス到着予定 時刻(現地)	出発予定時刻 (現地)
第1走者(群馬県庁)		スタート	9:15
第2走者(高崎市役所)	7:10	7:35	9:49
第3走者(前橋公田)	7:30	7:50	10:11
第4走者(伊勢崎市役所)	8:05	8:45	10:50
第5走者(太田市役所)	8:55	9:45	11:56
第6走者(桐生市役所)	9:45	10:35	12:43
第7走者(伊勢崎西久保)	10:25	11:05	13:19
決 勝(群馬県庁)		フィニッシュ	14:05

#### 4. 競技について

- (1) 選手はいかなる場合でも道路の中心線より右側には出てはならず、常に左側を走らなければならない。ただし、1区→2区の和田橋交差点左折から高崎市役所中継所過ぎ、3区→4区の伊勢崎市役所中継所前後及び5区→6区の桐生市役所前交差点左折から中継所過ぎまでの区間は審判員の誘導に従い右側走行とする。このとき車両は、左側通行とする。
- (2) 競技中「たすき」は肩から斜めわき下へかけて走るものとし、肩にかけていないものは失格とする。ただし、中継所の前後は手に持って走ってもよいが、受継ぎ後は出来るだけ早く肩にかけて走る。
- (3) 「たすき」の引き継ぎは中継線より進行方向20mの引き継ぎゾーン内で行い、手から手へ確実に受け渡す。
- (4) 中継所において「たすき」を渡し終わった選手は速やかに左側（ただし、高崎、伊勢崎、桐生は右側）へ寄るか、走路外へ出る。
- (5) 中継所において「たすき」を引き継ぐ選手は、中継所より進行方向（前方）に位置しなければならない。
- (6) 選手が途中で競技を続行できない状態になったり、医務員などにより競技の中止を命じられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。この場合、そのチームは審判長の指示に従い、次区間走者から再び競技を続行することができる。また、無効となった区間以外の各区間の記録は認められる。なお、再スタートの時期は最終チームの走者通過1分後とする。
- (7) 第1区出発の要領は次の通りとする。スタート位置は、監督会議の際に行われた抽選により決定された場所とする。スタート5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前を通告する。選手は、15分前になったら、選手紹介を行うので、係員の指示にしたがい、スタートエリアに入場すること。3分前になったら、決められた位置に着く。さらに1分前になったら、走れる服装になる。10秒前に「位置について」の合図を行い、ピストルの合図でスタートする。
- (8) 審判長の判断により、繰上げスタートを行う。各中継所の繰上げスタートの実施は、先頭走者が通過後、次の時間を過ぎた場合その対象とする。

中 継 所	時 間
高崎市役所 前橋公田 伊勢崎市役所	10分
太田市役所	12分
桐生市役所 伊勢崎西久保	15分

#### (9) 踏切ロスタイムについて

走者が踏切遮断により、停止した場合「ロスタイム」を該当した区間の所要時間より差し引く。

#### 5. 競技表示標識について

「1km」「2km」「中間点」「あと3km」「あと1km」及び5kmごとに、表示看板を設置する。

#### 6. 車両の走行及び踏切通過について

道路交通法を遵守する。

#### 7. ドーピング検査について

検査の対象になった選手は係員の指示に従う。